



平成 28 年 9 月 2 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 セ ブ ン 銀 行  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 二 子 石 謙 輔  
(コード番号：8410 東証第一部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 企 画 部 長 竹 内 洋  
(TEL：03-3211-3041)

(訂正及び追加)「株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の発行に  
関するお知らせ」の一部訂正及び追加に関するお知らせ

下記、開示にてお知らせいたしました、株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の発行にあたり、有価証券上場規程第 441 条の 2 (支配株主との重要な取引に係る手続き) に定める手続きにおいて、一部不適合な部分並びに開示内容に一部訂正及び追加を要する箇所がありましたのでお知らせいたします。

【訂正及び追加の対象となる開示】

開示日	対象となる開示
平成 25 年 7 月 5 日	「株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」
平成 26 年 7 月 4 日	「株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」
平成 27 年 7 月 3 日	「株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」
平成 28 年 7 月 1 日	「株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」

1. 訂正及び追加の理由

上記開示において、独立役員より当該取引が少数株主に不利益なものでないことについて意見をj得ている旨の記載がございましたが、取締役会において、事務局より当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことを含めて当該ストック・オプション発行に関し説明を行い、独立役員を含め、取締役会で異議なく決議されたものの、決議以前に独立役員からの意見の取得はしておりませんでした。

今回、改めて開示日に独立役員であった者も含め「意見書」を取得し、本日の取締役会にて補正を確認しましたので、その旨開示いたします。

当社では、上記決議を得ることにより意見を取得したものと認識しておりましたが、今般、有価証券上場規程第 441 条の 2 に定める手続きに基づく意見の取得にあたっては、取締役会の

前に独立役員より「意見書」を取得する、あるいは独立役員が取締役会にて意見を述べる等の措置が必要であることを確認しましたので、下記の通り訂正及び追加をいたしました。

## 2. 開示事項の訂正及び追加箇所

### 1) 平成 25 年 7 月 5 日開示分

#### 3. 支配株主との取引等に関する事項

(3) 当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要（下線部が訂正及び追加箇所）

(訂正及び追加前)

本件新株予約権の発行を決定した平成 25 年 7 月 5 日開催の取締役会の審議において、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員である社外監査役 3 名、及び社外取締役 3 名より、本件新株予約権が社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行されるものであり、また、発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

(訂正及び追加後)

本件新株予約権の発行を決定した平成 25 年 7 月 5 日開催の取締役会の審議において、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員である社外監査役 3 名、及び社外取締役 3 名より、本件新株予約権が社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行されるものであり、また、発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ておりませんでした。

このため、平成 28 年 9 月 2 日に、支配株主との間に利害関係を有しない平成 25 年 7 月 5 日時点の独立役員である社外監査役の片田哲也、牛尾奈緒美、松尾邦弘、及び社外取締役の大橋洋治、大橋周治、翁百合より、本件新株予約権の発行は、①当社株価と業務執行取締役が受ける利益とを連動させ、業績向上と企業価値向上への意欲を一層高めるという正当な目的によるものであること、②社内で定められた適切な規則及び手続きに基づいて行われており適正な手続を経ていること、③その発行内容及び条件についても、独立した第三者評価機関に新株予約権の公正価値の算定を委託した結果に基づき決定したものであり、その算定方法等は適切なものであると認められることから、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の「意見書」を取得いたしました。

### 2) 平成 26 年 7 月 4 日開示分

#### 3. 支配株主との取引等に関する事項

(3) 当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要（下線部が訂正及び追加箇所）

(訂正及び追加前)

本件新株予約権の発行を決定した平成 26 年 7 月 4 日開催の取締役会の審議において、

支配株主との間に利害関係を有しない独立役員である社外監査役3名、及び社外取締役3名より、本件新株予約権が社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行されるものであり、また、発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

(訂正及び追加後)

本件新株予約権の発行を決定した平成26年7月4日開催の取締役会の審議において、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員である社外監査役3名、及び社外取締役3名より、本件新株予約権が社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行されるものであり、また、発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ておりませんでした。

このため、平成28年9月2日に、支配株主との間に利害関係を有しない平成26年7月4日時点の独立役員である社外監査役の片田哲也、牛尾奈緒美、松尾邦弘、及び社外取締役の大橋洋治、大橋周治、翁百合より、本件新株予約権の発行は、①当社株価と業務執行取締役が受ける利益とを連動させ、業績向上と企業価値向上への意欲を一層高めるという正当な目的によるものであること、②社内で定められた適切な規則及び手続きに基づいて行われており適正な手続を経ていること、③その発行内容及び条件についても、独立した第三者評価機関に新株予約権の公正価値の算定を委託した結果に基づき決定したものであり、その算定方法等は適切なものであると認められることから、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の「意見書」を取得いたしました。

### 3) 平成27年7月3日開示分

#### 3. 支配株主との取引等に関する事項

(3) 当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要（下線部が訂正及び追加箇所）

(訂正及び追加前)

本件新株予約権の発行を決定した平成27年7月3日開催の取締役会の審議において、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員である社外監査役3名、及び社外取締役3名より、本件新株予約権が社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行されるものであり、また、発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

(訂正及び追加後)

本件新株予約権の発行を決定した平成27年7月3日開催の取締役会の審議において、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員である社外監査役3名、及び社外取締役3名より、本件新株予約権が社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行されるものであり、また、発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権の発行内容及び条

件から逸脱するものではなく適正なものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ておりませんでした。

このため、平成28年9月2日に、支配株主との間に利害関係を有しない平成27年7月3日時点の独立役員である社外監査役の片田哲也、牛尾奈緒美、松尾邦弘、及び社外取締役の大橋洋治、大橋周治、翁百合より、本件新株予約権の発行は、①当社株価と業務執行取締役が受ける利益とを連動させ、業績向上と企業価値向上への意欲を一層高めるという正当な目的によるものであること、②社内で定められた適切な規則及び手続に基づいて行われており適正な手続を経ていること、③その発行内容及び条件についても、独立した第三者評価機関に新株予約権の公正価値の算定を委託した結果に基づき決定したものであり、その算定方法等は適切なものであると認められることから、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の「意見書」を取得いたしました。

#### 4) 平成28年7月1日開示分

##### 3. 支配株主との取引等に関する事項

(3) 当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要（下線部が訂正及び追加箇所）

(訂正及び追加前)

本件新株予約権の発行を決定した平成28年7月1日開催の取締役会の審議において、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員である社外監査役2名（牛尾奈緒美、松尾邦弘）、及び社外取締役3名（大橋洋治、大橋周治、翁百合）より、本件新株予約権が社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行されるものであり、また、発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

(訂正及び追加後)

本件新株予約権の発行を決定した平成28年7月1日開催の取締役会の審議において、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員である社外監査役2名（牛尾奈緒美、松尾邦弘）、及び社外取締役3名（大橋洋治、大橋周治、翁百合）より、本件新株予約権が社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行されるものであり、また、発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ておりませんでした。

このため、平成28年9月2日に、支配株主との間に利害関係を有しない平成28年7月1日時点の独立役員である社外監査役の牛尾奈緒美、松尾邦弘、及び社外取締役の大橋洋治、大橋周治、翁百合より、本件新株予約権の発行は、①当社株価と業務執行取締役が受ける利益とを連動させ、業績向上と企業価値向上への意欲を一層高めるという正当な目的によるものであること、②社内で定められた適切な規則及び手続に基づいて行われており適正な手続を経ていること、③その発行内容及び条件についても、独立した第三者評価機関に新株予約権の公正価値の算定を委託した結果に基づき決定したもので

あり、その算定方法等は適切なものであると認められることから、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の「意見書」を取得いたしました。

以上